

地域包括支援センターからのお知らせ

～自立支援型地域ケア会議～

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために

◇自立した生活を送るために

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えていく制度です。一方で介護を必要とする高齢者へのサービスが優先され本人の残された能力の維持、向上への取り組みはあまり進んでいないという課題があります。

町では介護保険サービスを利用している人がいつまでも元気に住み慣れた地域で過ごすことができるように今年度から「自立支援型地域ケア会議」を開催しています。

◇自立支援型ケア会議とは

「困っていることを解決する」「できなかったことができるようになる」「本人のこうなりたいをかなえる」ためにどうしたら達成できるかをさまざまな専門職と介護支援専門員がサービス内容について検討する会議です。



◇今年度第1回目会議

「小野町自立支援型地域ケア会議」を昨年12月13日に役場分庁舎で行いました。会議では、地域包括支援センター職員が担当する利用者についてケアプラン(自立に向けたサービス利用計画)の事例提供、現在利用する介護保険サービス事業所(デイサービス、福祉用具レンタル)の方々から利用状況について説明を行い、多職種6人(薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士)の方々から利用者の自立に向けた助言をいただきました。多角的にケアプランを検討することで、利用者にあったケアプランの作成が可能となります。

今後も町では定期的に自立支援型地域ケア会議を開催します。ケアプランを検討することになった場合に介護サービスを利用している方やご家族に詳しくお話を伺うことがあります。担当のケアマネジャーから「あなたのケアプランを検討しましょう」という依頼がありましたらご協力いただくようお願いいたします。

☎小野町地域包括支援センター ☎72-2128

国民年金コーナー

～令和元年分公的年金等の源泉徴収票が送付されました～

◆確定申告の際に必要です

令和元年(平成31年)中に国民年金や厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受給された方に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『令和元年分公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構から1月中旬に送付されました。

源泉徴収票に記載されている事項は、令和元年(平成31年)中に支払われた年金の合計額、年金から特別徴収された社会保険料の金額(国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および所得控除内容となっています。

源泉徴収票は確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

◆源泉徴収票を紛失したときは

源泉徴収票を紛失した場合には、日本年金機構で再交付の受け付けをしていますので、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。なお電話による再交付の場合には、発送まで2週間程度かかります。お急ぎの方はお近くの年金事務所までお問い合わせください。

再交付の申請には基礎年金番号などが必要となりますので年金証書などをご準備ください。

《源泉徴収票の再交付に関する問い合わせ》

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

☎03-6700-1165(050で始まる電話でかける場合)

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933